

経営者によりそうパートナー

みどり通信 8月

税理士法人
山口会計パートナーズ
有限会社 エムアイサービス

第270号 2022. 8. 5



こちらは三条市の大崎山公園、
頂上広場の展望テラスからの
景色です。

7月の暑い季節でしたが、山
の上で標高があるので気温が若
干低く、風もあって、とても過
ごしやすい場所でした。



CONTENTS

● ひと言、発言	110万円の暦年贈与の見直しについて	P 1
● 今知っておきたい相続の話	小規模宅地の特例	P 3
● 税務	免税事業者との取引条件の見直し	P 6
● 生命保険	標準保障額②	P 7
● 事務所からのお知らせ	夏期休業のお知らせ	P 10
● 営業カレンダー		P 10
● あとがき		P 11

社長				担当

※ 貴社（貴事務所）で回覧してください。

“ひと言、発言”

110万円の暦年贈与の見直しについて…

本日令和4年8月5日付けの業界紙“税理士新聞”の特集に、『暦年贈与について廃止か・どうする!?顧問先の相続税対策』という記事が掲載されています。

昨年12月に公表された2022年度の与党税制改正大綱では、年間110万円までの贈与を非課税にする暦年課税制度について、「今後、諸外国の制度も参考にしつつ、相続税と贈与税をより一体的に捉えて課税する観点から、現行の相続時精算課税制度と暦年課税制度の在り方を見直すなど、本格的な検討を進める」とあります。

暦年課税と相続時精算課税の違い

	暦年課税	相続時精算課税
贈与する人	条件なし	60歳以上の 父母・祖父母
贈与される人	条件なし	20歳以上の子・孫
非課税枠	受贈者ごとに 年間110万円	贈与者ごとに 計2500万円
非課税枠を超過 した額の扱い	10～55%の累進 税率で課税	一律20%で課税
申告	110万円を超えたら 申告	贈与ごとに 申告書を提出
相続が発生した ときの扱い	相続前3年の贈与を 相続財産に加算	贈与時の価額で相続 財産に加算して課税
利用制限	相続時精算課税を 選択したら 二度と利用できない	いったん選択すると 相続時まで継続

(税理士新聞 令和4年8月5日号より)

2022年度改正での全面廃止も予想された中で、実質先送りとも取れる結果で胸をなで下ろしている方も多かったようです。

では、具体的にどう改正されるかということに記事は言及しています。

「現実的には暦年贈与の110万円非課税の廃止が難しいのではないかとという観点から、生前贈与加算の見直しが考えられる」と。

生前贈与加算とは、贈与のうち、「相続開始前3年以内に贈与されたもの」については、贈与税がかかっていたかどうかに関係なく相続財産に持ち戻して加算するというルールのことです。

「現行では3年となっている生前贈与加算の年数を、5～10年ほどに延長する案が考えられている」との予想が多い・・・とも。

各国の生前贈与加算の期間

日 本	3年	韓 国	10年
イギリス	7年	フランス	15年
ド イ ツ	10年	米 国	生涯

(税理士新聞 令和4年8月5日号より)

こうした見直しは、早ければ今年末に決定する2023年度税制改正大綱に織り込まれ、2024年1月または4月から導入されるという見方もあるようです。

いずれにしても、これらの対応として、持ち戻し期間を考慮して、より早く生前贈与に手を付けることが大事で、「自分がまだ若いから」、「そういうことは健康に不安が出てから考えればいい」と言っている、なるべく早く贈与を始めなければ相続税負担が増すということになるという認識が大事だと記事は伝えています。

早め早めの、準備をしたいものですね。

税理士 山 口 昇

今月のひと言発言は、当事務所のホームページ (<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/>) に毎日更新中のコーナー「所長のひとりごと」の8月5日掲載のものです。

相 続

今知っておきたい相続の話

その28『遺産のわけ方次第で、相続税の軽減が できないケースも…』 ～小規模宅地の特例～

<Q>

父が先日他界しました。父は母が5年前に亡くなってから一人暮らしでした（姉も私も嫁いだため）。姉は隣町でアパート暮らし。私も隣町に住んでいます（夫の父の名義の土地建物に夫の両親と同居）。

亡くなった父の財産は、自宅の土地建物と、親戚にタダで貸している宅地くらいです。

相続税は多分分からないと思ったため、財産を半分くらいずつに分けるといことで相続登記を近くの司法書士さんをお願いしました。

具体的には、Aのとおり相続するということで登記も完了しました。

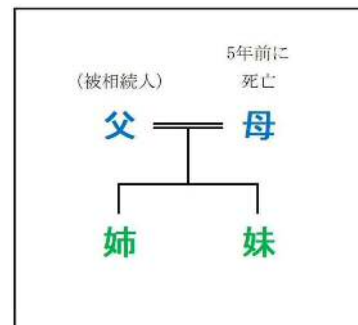
姉	: 親戚にタダで貸している土地を相続（評価額 約2,500万円）	}	A
妹(私)	: 父が住んでいた土地建物を相続（評価額 約2,500万円）		

その後、司法書士さんから、相続財産の合計が相続税の基礎控除を超えているようなので、税理士さんから相続税の申告をしてもらった方がいいと言われ、計算してもらいました。

そのときに税理士さんから、Bのように相続していたなら、相続税はかからなかったと言われました。

姉	: 父が住んでいた土地建物を相続（評価額 約2,500万円）	}	B
妹(私)	: 親戚にタダで貸している土地を相続（評価額 約2,500万円）		

今後のこともあるので、どうすれば良かったのかお教えてください。



<A>

亡くなられた方が有していた財産が、その方の法定相続人の人数によって計算される基礎控除の額を超えた場合に、その超えた金額(課税遺産総額)に相続税がかかることとなります。

そのため、今回の相続に伴う相続税の基礎控除額は、

$$3,000\text{万円} + \text{法定相続人}2\text{人} \times 600\text{万円} = 4,200\text{万円}$$

相続財産が上記の不動産だけと仮定すると、相続財産の合計は5,000万円です。ので、課税遺産総額は、

$$\text{相続財産 } 5,000\text{万円} - \text{基礎控除額 } 4,200\text{万円} = 800\text{万円}$$

800万円に対して相続税がかかることとなります。

【小規模宅地の特例】

小規模宅地等の特例とは一定の要件を満たすと、土地の相続税評価額を最大80%減額できる制度です。「小規模宅地の特例」が受けられるケースは次とおりです。

宅地の利用状況	宅地の取得者	居住要件	所有要件
被相続人が住んでいた宅地 (父のケース)	1. 被相続人の配偶者	なし	なし
	2. 被相続人の同居親族	あり	あり
	3. 家なき子	なし	あり

※居住要件：相続税の申告期限まで居住していること

※所有要件：相続税の申告期限までその親族が宅地等を所有していること

※申告期限：相続の発生した日の翌日から10ヶ月以内

お父さんが住まわれていた建物の敷地である土地についてですが、上記の1・2には該当しませんが、3の【家なき子】に該当する可能性があります。

●【家なき子】とは

家なき子（別名：家なき子特例）とは、分かりやすく言うと「持ち家を持たずに第三者所有の賃貸物件に住んでいる人」を言います。

例えば、被相続人（父親）は該当する宅地に住んでいて、相続人（子供）が

生活を一緒にしないでアパートなどに住んでいる場合に適用されます。

家なき子に同居の有無などは問われませんが、以下の条件を全て満たす必要があります。

●家なき子特例の条件

- a. 被相続人に配偶者、同居親族、生計一親族がいない
- b. 相続発生前の3年前までに「自己」「自己の配偶者」「3親等以内の親族」「特別の関係がある法人」の持ち家に住んだことがない
- c. 相続発生時に自己が居住している家屋（賃貸）を一度も所有したことがない

妹さんは、3親等以内の親族が所有する家に住んでいるため上記のbの条件に該当せずこの小規模宅地の特例が使えませんが、お姉さんは、上記b. cに該当すれば小規模宅地の特例を受けることができます。

仮にBのように遺産分割していたとすると、お父さんが住まわれていた家の敷地の土地について、「小規模宅地の特例」という制度が適用可能となり、その土地のうち330㎡について80%の評価減が適用となります。（仮にお父様が住んでいた土地建物の評価が土地1,500万円300㎡、建物1,000万円とした場合、土地の1,500万円の評価が80%（1,200万円）減の300万円となり、相続財産の合計は5,000万円－1,200万円＝3,800万円となり基礎控除以下となるため、相続税の発生はなくなります）。

相続が発生したら、原則として遺産分割する前に、まずは税理士に相談することをおすすめいたします。その結果、相続税がかからないという判断ののち、司法書士さんに遺産分割や登記をお願いするのも方法です。

一般的には、税理士の方も提携している司法書士さんがいらっしゃるはずですので、その司法書士さんをお願いする方法がベターと考えます。

詳しいことは、当事務所にお気軽にお問い合わせください。

当社は無料で相談を受け付けています。お気軽にご相談ください。



免税事業者との取引条件の見直しについて

令和5年10月1日からのインボイス制度の実施を契機とした免税事業者との取引条件の見直しを巡り、「免税事業者に取引価格の交渉を依頼すること自体が独占禁止法上問題となるのか」という買い手側の疑問に対して、財務省や公正取引委員会等が『仕入先である免税事業者との取引について、インボイス制度の実施を契機として取引条件を見直すことそれ自体が、直ちに問題となるものではない』という考え方を示しました。

公表されたQ&Aによれば、免税事業者が、課税事業者となることができる(簡易課税制度も選択できる)ことを理解したうえで引き続き免税事業者であることを選択した場合に、再交渉において“双方納得の上で”取引価格を設定すれば、結果的に取引価格が引き下げられたとしても、独占禁止法上問題とはならないようです。

ただし、再交渉が形式的なものにすぎず、仕入側の事業者(買手)の都合のみで著しく低い価格を設定し、免税事業者が負担していた消費税額も払えないような価格を設定した場合であって、免税事業者が今後の取引に与える影響等を懸念してそれを受け入れざるを得ない場合には、「優越的地位の濫用」として独占禁止法上、問題になり得ることです。

例えばですが、仕入側が一方的に「今後は消費税相当額〇〇円を支払わない」「〇〇円でないと今後取引はできない」と減額を強要する行為は問題となり得るということになります。

なお、インボイス制度導入後3年間は仕入税額相当額の8割、その後の3年間は5割の仕入税額控除を認める経過措置があります。ですので、取引価格の見直し交渉にあたっては、一度に消費税相当額を引き下げるのではなく、経過措置を考慮したうえで、段階的な引き下げとなるような価格交渉を行うことが望ましいと考えられます。

担当：堀内 勇一

今回のテーマ

標準保障額②

今回は、前回の標準保障額について、もう少し詳しくご紹介いたします。

まずは、経営者様に万が一があった時(死亡・就業不能等)の影響について見てみましょう。

中小企業経営者が死亡・就業不能となった場合の影響は？

○中小企業の事業は多くの場合、経営者の信用と手腕で成り立っています。
従って、経営者が死亡・就業不能となった場合には、事業継続が危ぶまれる事態、すなわち資金支出を伴う事象（売上減少・金融機関・取引先からの信用低下・役員退職金の支給など）が同時多発的に発生することが想定されます。

取引先や金融機関が企業の信用を判断するための重要な基準のひとつとして
「経営者個人の信用と手腕」があげられます。

経営者が死亡した場合には
各方面で資金手当て
が必要に！

① 売上への影響

経営者個人の信用で経営が
成り立っていたけれど…

会社の事業継続

③ 金融機関との関係

今まで通り、金融機関から資金
を調達できるか…

会社の事業継続

② 取引先との関係

今まで通り、取引先との関係を
維持できるか…

会社の事業継続

④ 役員退職金

事前に財源を確保しておかないと
家族の生活はどうなるか…

家族の生活

事例で確認①（売上への影響→固定費支出の考慮）

会社の事業継続

○中小企業の場合「社長が最大の営業マン」であることも多く、経営者が死亡・就業不能となった場合には売上減少は不可避となり、固定費支出の負担が深刻となるケースが懸念されます。（キャッシュフローが悪化）

<経営者が健在の場合>

① 売上高	300
② 売上原価	(-) 150
③ 販売費・一般管理費	(-) 100
④ 経常利益	50
⑤ 法人税等	(-) 17
⑥ 最終利益	33

売上が減少

固定費は変わらない
(人件費・光熱費等)

赤字発生

<経営者が死亡した場合>

単位：百万円

売上高	150
売上原価	(-) 75
販売費・一般管理費	(-) 100
経常利益	▲25
法人税等	(-) 0
最終利益	▲25

事例で確認②（取引先との関係→運転資金の確保）

会社の事業継続

○中小企業経営者が死亡・就業不能となった場合、仕入先・取引先から取引条件の変更を求められる場合も少なくありません。
○“掛け払”から“現金払”など支払（決済）期間の短縮化が想定され、円滑な事業継続・信用不安の解消のためには、より多くの現金支出に備える必要があります。

<経営者が健在の場合>

①	(株)A 商事	3 ヶ月後決済
②	(株)B 食品	3 ヶ月後決済
③	(有)C 商会	2 ヶ月後決済
④	(株)D 企画	1 ヶ月後決済

昔からの付き合い
で今までどおり

「悪いけど
支払サイトを短縮
させてもらうよ」

「これからは
現金払で
お願いします」

<経営者が死亡した場合>

(株)A 商事	3 ヶ月後決済
(株)B 食品	2 ヶ月後決済
(有)C 商会	翌月決済
(株)D 企画	現金決済

事例で確認③（金融機関との関係→借入金返済資金の確保）

会社の事業継続

○中小企業経営者が死亡・就業不能となった場合、今後の事業継続への不安から金融機関からの信用が低下する懸念があります。
○従来どおりの資金調達が可能となった場合、資金繰りの悪化や事業拡大に向けた投資ができなくなることが懸念されます。

<経営者が健在の場合>

A 銀行	短期借入金 2,000万円
	長期借入金 5,000万円 (500万円/年)
B 信用金庫	短期借入金 1,000万円

新規の融資は
縮小してしまった

長期借入金の返済
は変わりなく続く

新規の融資は
断られてしまった

<経営者が死亡した場合>

A 銀行	短期借入金 1,000万円
	長期借入金 5,000万円 (500万円/年)
B 信用金庫	短期借入金 0万円

事例で確認④（役員退職金の確保→経営者の家族の生活維持）

家族の生活

○経営者が死亡・就業不能となった場合、会社の事業継続だけではなく、**経営者の家族の生活にも大きな影響を及ぼすこと**になります。
○特に、**経営者の役員報酬がなくなってしまうため、残された家族の生活資金、事業承継・相続対策資金などに活用できる個人資産を確保しておく必要があります。**（特に、死亡の際には、換金性の乏しい自宅・土地・自社株を相続するケースでは死亡退職金（現金）がないと相続税の支払が困難となる懸念があります。）

<世帯主に万が一があった場合に必要と考える資金総額>

（単位：％）



経営者の役員報酬がなくなるため、残された家族が生活を維持していくためには、役員退職金準備等による現金確保が重要

<事業承継した場合の相続税支払資金の捻出方法>

（単位：％）



事業承継における相続税支払方法としては「預貯金の取り崩し」「金融機関からの借入」の順に多く、現金化できる個人資産を確保しておくことが重要

【出典】（公財）生命保険文化センター「平成27年度 生命保険に関する全国実態調査」
※年齢30～50歳代の世帯主のデータを使い、大同生命で集計

【出典】エフピー教育出版「平成28年企業経営と生命保険に関する調査」（複数回答）

以上のようなリスクを想定し、下記の必要資金を算定したものが標準保障額です。

標準保障額の算定（中小企業における人的リスクの定量化）

○大同生命では、経営者が死亡・就業不能となった場合の必要保障額（加入すべき保険金額）を、企業防衛準備資金（＝会社を守るための資金）と役員退職慰労金準備資金（＝家族を守るための資金）に分けて算出したうえで、中小企業に保障性商品をご提案しています。
※当社独自の基準で算出した上記保障額を当社では「標準保障額」と呼称しています。

<会社を守るための資金>

A. 企業防衛準備資金

①当面の運転資金

事業が滞らないようにするための当面の固定費
（例：販売費・一般管理費（人件費・光熱費等）の6ヵ月分など）

②借入金返済資金

後継者などが借入金の返済に苦労しないための資金

③納税準備資金

法人が受け取った保険金は益金となり、法人税の課税対象となるため、生命保険で課税対象分を別途準備するための資金

<家族を守るための資金>

B. 役員退職慰労金準備資金

④役員退職慰労金

経営者の家族がその後の生活や、相続税の支払に苦労しないための資金

⑤功労加算金

創業者などの功労者に功労加算金を支給する場合、一般的に役員退職慰労金の30％程度が適正額

⑥弔慰金

弔慰金は所定の非課税枠があり、役員退職慰労金とは別支給することが可能

$$\text{標準保障額} = \text{A. 企業防衛準備資金} + \text{B. 役員退職慰労金準備資金}$$

御社の永続発展のためにも、現状のリスクを整理して把握し、将来のために備えることも重要かと思えます。今後も弊社からサポートをさせていただきたいと思えます。

担当：伊藤 寛 峻

◆◇ 事務所からの お知らせ ◇◇



● 相続無料相談会 当事務所 2階 研修室
(毎週土曜日 9:00～15:00)

※事前にご予約ください

開催日程とご都合があわない場合は、日程を調整のうえ、対応させていただきます。

夏期休業のご案内

当事務所は、夏期休業のため下記日程を休業させていただきます。
何卒ご了承賜りますようお願い申し上げます。

記

8月13日(土)～8月17日(水)



◆◇ 山口会計営業カレンダー ◇◇

赤は山口会計の休業日

8 月						
日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

9 月						
日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	



あとがき

日本三大花火の一つとされる、長岡まつり大花火大会が3年ぶりに開催されました。

テレビの生中継で堪能しましたが、夜空を華やかに彩る花火の美しさと迫力は画面越しでも伝わってきました。

戦没者への慰霊と鎮魂、中越地震復興祈願、そして今年は不安定な世界情勢、コロナ禍での3年ぶりの開催というなか見る人が色々な思いをもって夜空を見上げたのではないのでしょうか。

鶴巻 博子

チラシ折り込みます

お客様の広告チラシ等がございましたら、みどり通信発送先、すべてに無料で同封いたします。お気軽にお申し付けください。

発行 税理士法人 山口会計パートナーズ

加茂市旭町15番30号 TEL 0256-52-6869 FAX 0256-52-1674

<http://www.yamanobo-zeirishi.jp/> e-mail: yn@tkcnf.or.jp